

香川県所在の金融機関に対する勧告について

平成16年6月23日
公正取引委員会

公正取引委員会は、後記1記載の金融機関6名（以下「6名」という。）について、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、本日、6名に対し、同法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するものとして、同法第48条第1項の規定に基づき、次のとおり勧告を行った（別添勧告書参照）。

1 関係人

事業者名	本店の所在地	代表者
株式会社百十四銀行	高松市亀井町5番地の1	代表取締役 綾田 修作
株式会社香川銀行	高松市亀井町6番地1	代表取締役 遠山 誠司
高松信用金庫	高松市瓦町一丁目9番地2	代表理事 伊賀三千廣
観音寺信用金庫	香川県観音寺市観音寺町甲3377番地の3	代表理事 合田 務
香川県信用農業協同組合 連合会 ^(注1)	高松市寿町一丁目3番6号	代表理事 森 正伸
香川県農業協同組合 ^(注1)	高松市寿町一丁目3番6号	代表理事 遠山 建治

(注1) 香川県信用農業協同組合連合会と香川県農業協同組合は、それぞれの事務を相互に補完しながら事業を行っている。

2 違反行為の概要

6名は、共同して、それまで原則として手数料を徴収していなかった学費システム^(注2)による給食費、教材費、PTA会費等の学校諸費の口座振替に係る手数料（以下「学費システムに係る口座振替手数料」という。）を、幼稚園、小学校、中学校等（以下「学校等」という。）から徴収することとし、学費システムに係る口座振替手数料を決定することにより、公共の利益に反し、学費システムによる学校諸費の口座振替に係る役務の取引分野における競争を制限している。

(注2) 学費システムとは、学校等が、前記1記載の金融機関（香川県信用農業協同組合連合会を除く。）のいずれか1名に預貯金口座を開設し、当該金融機関との間で特別の口座振替契約を締結することにより、当該口座振替契約を締結した当該金融機関が、①生徒等の保護者が当該金融機関に開設している預貯金口座から自ら引き落とした学校諸費と、②生徒等の保護者が他の4名のいずれかに開設している預貯金口座から引き落とされた学校諸費とを、学校等の預貯金口座に入金するシステムをいう。

3 排除措置の概要

- (1) 株式会社百十四銀行、株式会社香川銀行、高松信用金庫及び観音寺信用金庫の4名（以下「4名」という。）並びに香川県信用農業協同組合連合会及び香川県農業協同組合の2名（以下「2名」という。）は、学費システムに係る口座振替手数料に関する合

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所 電話 087-834-1442（直通） 公正取引委員会事務総局審査局第三審査 電話 03-3581-3345（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

意を破棄すること。

- (2) 4名は、それぞれ、次のア及びイの事項を、学費システムによる学校諸費の口座振替に係る契約を締結している学校等に、また、2名は、次のア及びイの事項を、香川県農業協同組合が学費システムによる学校諸費の口座振替に係る契約を締結している学校等に通知すること。

ア 前記3(1)により合意を破棄した旨

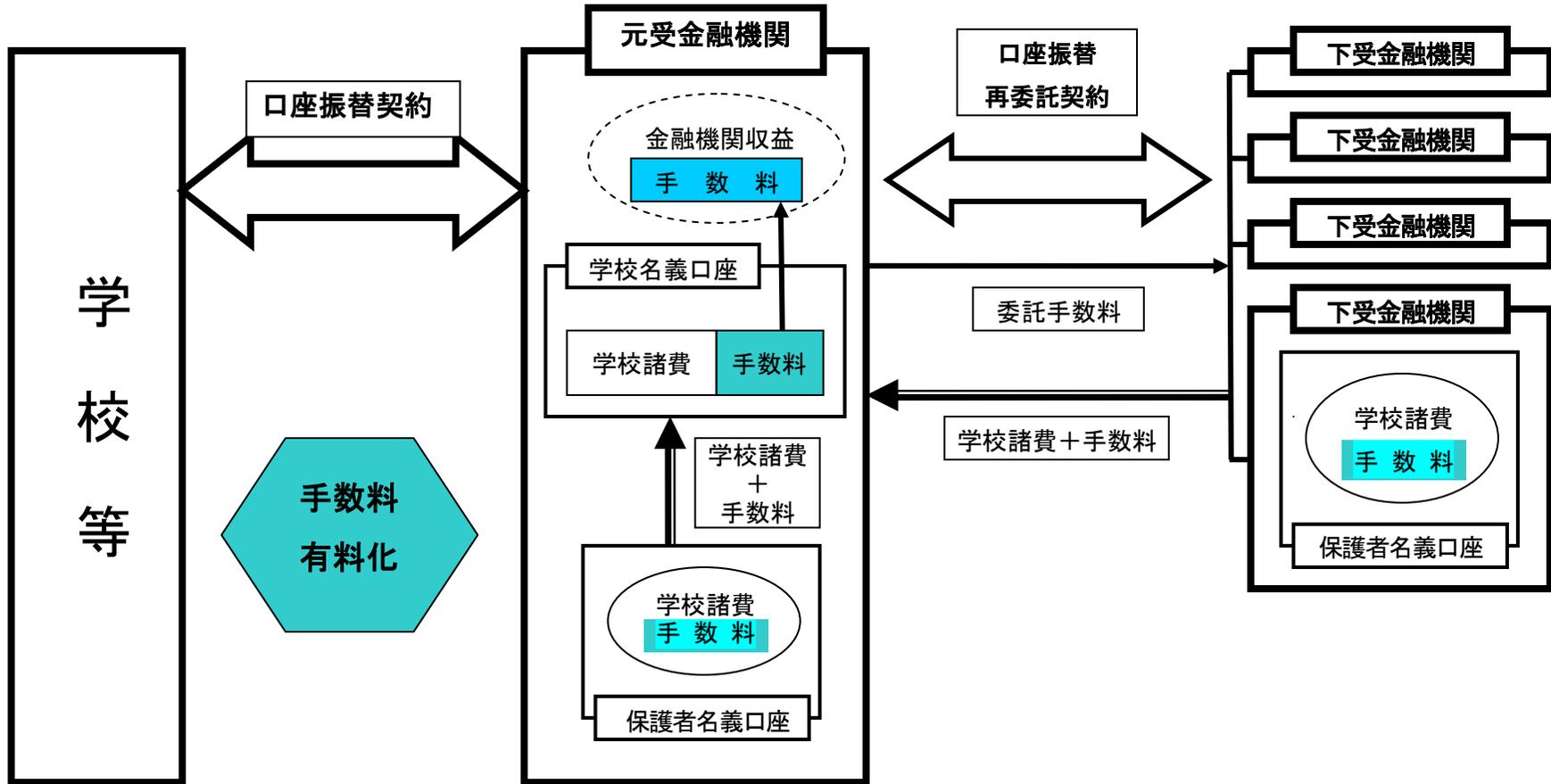
イ 今後、4名及び2名が共同して、学費システムに係る口座振替手数料を決定せず、各自がそれぞれ自主的に決める旨

4 勧告諾否の期限

平成16年7月5日

(勧告を応諾したときは、勧告と同趣旨の審決を行い、応諾しないときは、審判手続を開始することとなる。)

違反行為の概念図



参考 2

参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）

〔定義〕

第二条

- 6 この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

〔違反者に対する措置の勧告、勧告審決〕

第四十八条

- 1 公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕、第六条〔特定の国際的協定又は契約の禁止〕、第八条〔事業者団体の禁止行為、届出義務〕、第九条第一項、第二項〔事業支配力過度集中会社の設立等の制限〕、第五項若しくは第六項、第十条〔会社の株式保有の制限〕、第十一条第一項〔銀行又は保険会社の議決権保有の制限〕、第十三条〔役員兼任の制限〕、第十四条〔会社以外の者の株式保有の制限〕、第十五条第一項〔合併の制限〕、第十五条の二第一項〔分割の制限〕、第十六条第一項〔営業の譲受け等の制限〕、第十七条〔脱法行為の禁止〕又は第十九条〔不公正な取引方法の禁止〕の規定に違反する行為があると認める場合には、当該違反行為をしているもの（当該違反行為が第八条に係るものであるときは、当該事業者団体の役員及び管理人並びにその構成事業者を含む。）に対し、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 前二項の規定による勧告を受けたものは、遅滞なく公正取引委員会に対し、当該勧告を応諾するかしないかを通知しなければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定による勧告を受けたものが当該勧告を応諾したときは、公正取引委員会は、審判手続を経ないで当該勧告と同趣旨の審決をすることができる。